

## 島山議員が農林水産委員会で質問 家族経営をよりよくする農業委員会の本旨を、参入企業への農地 集積をすすめる機関に変質させることは許されない

島山和也議員は、6月9日の衆院農林水産委員会で、農協法「改正」法案にある農業委員会法「改正」について質問し、人と農地を守るという農業委員会の役割と性格が大きく変えられると指摘しました。

島山氏は「改正」によって、「別の地域で経営する法人や企業が事業拡大の意図を持って農業委員に入るようになる」と質問。林芳正農水相も否定しませんでした。さらに農家の声をまとめて政府・行政に反映させる農業委員会の建議をはずすことは、農業者の公的代表と言う農業委員会の役割が「農地流動化の事務団体に変質する」と批判しました。島山氏は、「現行では農業・農民に関する幅広い意見が表明できるのに比べ、『改正』案では『農地利用の最適化の推進』に限定される。まったく質が変わられる」と批判しました。

### 兼業農家の多いことの問題視は許されない

現在、農業委員のうち選挙委員は、専業農家54%、第一種兼業農家14%、第二種兼業農家29%との政府答弁を受けて、島山議員が質問をつづけました。

島山議員「第一種、第二種の兼業農家を合わせて約四割、それが農業委員会の活動にかなり影響を与えていると政府が問題視してきたわけです。政府は、農地の利用集積や、耕作放棄地が発生しないようにするには、農業で生活している方々を中心に運営すると答弁し、その代表として認定農業者を考えていると述べました。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村が策定する基本構想の目標をめざして農業者が策定した農業経営改善計画を認定するものである、間違いないですね。」それ以外に、認定される要件として、専業なのか、兼業なのか問われますか。」と質問したことに、農水省・奥原経営局長は、「専業、兼業という区分は特別設けていない」と答弁しました。

島山議員「いま答弁のように、専業、兼業は問われないわけです。そうであるなら、兼業農家の多いことが問題だと言うけれど、認定農業者が兼業で増えていくということもあるわけで、認定農業者が増えれば解決するという理屈はおかしいんじゃないですか。」



質問する島山議員＝6月9日  
衆院農水委員会

### 別地域の法人、企業が事業拡大の意図で農業委員に

「もつとおかしいのは、新たな農業委員の被選挙権の問題です。大臣に伺います。現行法では、区域内に住所を有することや耕作業務を営むなどの被選挙権要件があります。しかし、改正案ではありません。区域外からも、場合によっては外国からも入れることになるのではないのでしょうか。区域外で経営する人でも、例えば事業拡大の意図で農業委員としても入ってこられるんじゃないでしょうか。これをどう考えますか。」

林国務大臣は、「市町村長の選任制に変更しても、農業委員が地域代表の側面を持つておること、その活動で地域の特性や地元の事情を適切に反映していくことは、『改正』法で担保されるもの」と、島山議員の問題提起を否定しませんでした。

島山議員「それでは否定していない、できるということではないですか。昨日の地方公聴会(石川県)で私の質問に、農地を動かすためには顔の見える信頼と信任が大事だという意見がありました。その最良の手段が選挙だということではありませんか。現実には選挙委員のうち、第一種兼業も専業と合わせればと約七割です。政府が言うような農業で生活している方々が多数を占める結果となっている。これで公選制をやめる理由と言えるのか。」

「地域に住所がない人も選ぶことができる、買収や供応も禁止できない、あるいは特定の地域や団体の利害も排除できないかもしれない、参入企業の比率を高めることも可能になる、そこに狙いがあることになってしまう。繰り返しますけれども、農業委員は地域農業者から選挙で信任を得たから農地に責任を負うことができました。地域と結びつきが弱まるような農業委員会でもいいのか。農地の管理や集積に本当に地域で責任を果たしてもらおうのなら、公選制を維持すべきであることを主張しておきます。」